

令和8年度
笹野浄水場構内整備業務委託

特記仕様書

山形県企業局置賜電気水道事務所

第1章 総括事項

第1節 一般事項

1. 仕様書の適用

この仕様書は、令和8年度 笹野浄水場構内整備業務委託に適用する。

2. 委託業務目的

笹野浄水場構内の良好な環境保全を行うものである。

3. 委託業務概要

以下の項目について業務を実施するものとする。

- ① 植栽・芝生の維持管理
- ② 植栽の雪囲設置及び撤去、後片付け
- ③ 構内外の指定された場所の除草

4. 委託業務範囲

本仕様書は委託業務の概要を記載するものであり、記載のない事項であっても業務完了のため当然行うべき事項は行わなければならない。

5. 法令等の遵守

業務の施行にあたり、受注者は、労働安全衛生法等関係法令を遵守しなければならない。

6. 疑義の解釈

- (1) この仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は、県側の解釈による。
- (2) 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符合しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

第2節 業務施工

1. 業務用資材

業務施工上必要な資材、工具、消耗品等は、全て受注者にて準備しなければならない。

2. 仮設備

業務施工に必要な仮設備は、受注者の責任に於いて設置しなければならない。

3. 作業時間

作業時間は原則として休日、閉庁日を除く日の8：30から17：15までとし、上記時間外に作業を行う場合は、予め監督職員と協議しなければならない。

4. 他工事との協調

同一場所において別の工事が施工されている場合は、互いに協調して円滑な施工を図らなければならない。

第3節 現場管理

1. 事故防止

- (1) 常に業務の安全に留意して現場管理を行い、事故防止に努めなければならない。
- (2) 事故防止のため、作業に入る前、及び、作業の再開の都度KYK（危険予知活動）を実施するものとし、事前に作業に対しての危険箇所や作業の内容を作業員全員で把握すること。
- (3) 受注者は、業務中、流水及び交通の妨げとなる行為、またその他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう十分な措置を講じなければならない。
- (4) 作業箇所及びその周辺にある地上、地下の施設構造物に対しては、業務施工に伴い支障を及ぼさないよう関係者と協議の上、必要な措置を講じなければならない。
- (5) ガソリン等の危険物を使用する場合は、関係法令の定めるところに従い、その保管及び取扱いについて、万全の方策を講じなければならない。
- (6) 作業箇所が危険なため、一般の立入りを禁止する必要がある場合は、その区画に適切な柵を設けるとともに、立入禁止の表示をしなければならない。

2. 安全管理

- (1) 作業責任者は、作業員の行動及び作業現場の状況を常に把握し、作業を安全に遂行すること。
- (2) 作業員には作業に適した被服、保護具を着用させ、危険の防止を図ること。
- (3) 各作業において、作業責任者を含め常に複数の作業員で作業を行うものとし、作業中においても作業員同士の動きに注意を払うこと。
- (4) 受注者は、委託業務の作業中に事故が発生した場合には、消防及び警察に連絡をとるとともに速やかに発注者に連絡を入れること。また、現場管理や安全対策を怠ったことに起因する事故については、受注者の責任において対処すること。

3. 整理整頓

- (1) 受注者は、作業中、交通及び保安上の支障とならないよう、機械器具等を使用の都度整理整頓しておかなければならない。
- (2) 受注者は、作業期間内に不要材料、機械類を整理するとともに、仮設物を撤去して跡地を清掃しなければならない。

4. 既設備損傷時の修復

作業中、誤って他の既設工作物を損傷させた場合は、監督職員に速やかに報告するとともに、その指示により早急に修復しなければならない。

第4節 提出書類

1. 一般事項

受注者は、次項の書類等を提出すること。

No	品 目	様式	提 出 期 限	部数
1	作業計画書	任意	契約後速やかに	1
2	作業責任者届	任意	契約時	2
3	作業日報	任意	作業月の月末	1
4	作業状況写真	任意	作業月の月末	1

第2章 委託内容

第1節 材料

1. 肥料

肥料は、普通化成肥料とする。

2. 材料

使用する肥料及び使用量に関しては、「カタログ」又は、「製品等」を提示し監督職員の承認を得て使用するものとする。気象条件（降雨）等により数量等の変更が必要な場合等は、監督職員と協議のうえ実施するものとする。但し、この場合費用の変更は行わないものとする。

第2節 作業内容

1. 剪定

指定した植栽の剪定を適切な時期に行う。

2. 施肥

指定した植栽及び芝生に施肥作業を行う。なお、施肥作業は適切な時期及び方法により行うものとする。

3. 植栽防除

指定した植栽の防除を行う。なお、作業は適切な時期及び方法により行うものとする。

なお、薬剤等を使用する場合は、絶対に水処理施設等に混入することのないよう作業を行うこと。

4. 除草

抜根除草については1回、芝刈りについては2回、機械除草について、構内は除草箇所により1～2回、境の沢は1回実施する。除草の箇所及び時期については、設計書に示す場所の他、監督職員との協議により行うものとするが、境の沢については7月第一土曜日より前に完了させること。また、機械除草（構内）と同時に用地境界杭

の状況確認を行うこと。

5. 雪囲

雪囲材料の内、柱、板材は支給品を使用し、撤去後は浄水場南側資材置き場に収納するものとする。

第3節 委託料の支払い

1. 業務委託料は、上期（4月～7月）、下期（8月～11月）の2回に分けて支払う。
2. 各期の業務が完了したときは、業務完了報告書を提出し検査を受け、検査合格後請求書を提出するものとする。

なお、各期の委託料については、落札決定後、契約担当者に確認するものとする。

第4節 その他

1. 水道水の使用

委託した作業実施にあたって場内の水道水を使用することが出来るものとする。ただし、機材の洗浄等には使用してはならない。

2. 灌水

夏季、渇水期等灌水の必要な時期があれば、監督職員の承諾のうえ灌水を行わなければならない。

3. 安全管理

作業中の安全管理については、受注者の責任において行い、事故等がないよう作業を行わなければならない。

第3章 施行上の注意事項

1. 受注者は、安全衛生関係法令等に定められた事項を遵守し、十分な安全対策を施すこと。
2. 作業は監督職員と打合せのうえ決定し行うこと。ただし、指示のない場合でも技術上当然と認められる場合は誠意をもって施工すること。
3. 受注者は、作業にあたり不具合箇所を発見した場合は、相互協調して業務を行うとともに、他工事内に立ち入る必要がある場合は、監督職員と協議すること。
4. 本浄水場は東南置賜の2市2町に水道用水を供給している重要な水処理施設であるため、悪影響を及ぼすことのないよう、十分留意して作業にあたること。
5. 植栽の防除が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

薬剤等の使用に際しては、「カタログ」又は、「製品等」を提示するとともに使用量についても監督職員の承認を得るものとする。なお、絶対に水処理施設等に混入することのないよう作業を行うこと。

6. 施工上の注意事項

受注者は、作業予定の概ね10日前に現地状況を確認したうえで、別途発注工事及び業務委託の施工に伴い、本業務の施工に支障がある場合は、関係者間で十分調整のうえ、対応について、監督職員と協議するものとする。